

住宅の耐震化を推進

改修費に100万円の補助

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅は、旧耐震基準で設計されています。これらの住宅の耐震化を進め、防災型のまちづくりを目指すため、木造住宅を耐震改修する場合、市独自に100万円を補助します。耐震診断士の派遣も追加募集しますので、ご利用ください。

耐震改修費用を補助

木造住宅の耐震改修工事費用を100万円まで補助します。対象者：住宅の所有者または居住者で、市税などを滞納していない人。対象住宅：市内の木造住宅で、次のすべてに該当するもの。

▼昭和56年5月31日以前に着工し、完成している▼延べ面積の2分の1以上を住宅に使用している▼建築士（耐震診断士）

耐震診断士を派遣

市から耐震診断士を派遣し、



耐震診断を行い、改修のアドバイス・概算工事費などを提案します。対象者：住宅の所有者または居住者で、市税などを滞納していない人。

による耐震診断の評点が1.0未満▼耐震改修工事により評点が0.7以上になる。募集人数：先着50戸。申込方法：市ホームページか開発指導課にある木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書に、耐震改修工事見積書・耐震診断結果報告書の写し・耐震補強計画書・市税の納税証明書などを添え、提出してください。しめきり：12月20日(火)。

すでに工事着工・契約締結したものは、補助は受けられません。また、耐震改修を行うと、費用補助だけでなく所得税や固定資産税の優遇を受けることもできます。

しめきり：9月15日(木) 申込・問合せ先：障害福祉課 ☎64-1341 開発指導課 ☎64-1341

人権について考えよう

映画上映会と研修会を開きます

8月は人権強調月間です。この月間に合わせ、市はヒューマン映画上映会と京田辺市人権問題研修会を開きます。人権は誰もが等しく持っている権利ですが、ほんのわずかな間違っただけで人を傷つけたり、傷つけられることがあります。人権問題を正しく理解し、少しでも多くの人が傷つかない幸せな社会を築きましょう。

【ヒューマン映画上映会】日時＝8月20日(土)午後1時30分～3時30分(受け付けは午後1時から) 場所＝中央公民館 内容＝「手のひらの幸せ」を上映

日時	演題	講師
8月23日(火) 午後2時～3時30分	きっと笑って会える日を～結婚差別の体験から～	北芝まちづくり協議会 井上 泰子さん
8月24日(水) 午後1時30分～3時	児童虐待の現状から見えてくる社会～よりよい子育て環境をつくるために～	花園大学社会福祉学部教授 津崎 哲郎さん
8月25日(木) 午後1時30分～3時	テートDV～彼氏彼女になる前に知っておきたいこと～	立命館大学産業社会学部准教授 斎藤 真緒さん

暮らしを守る国民年金

万一には障害・遺族基礎年金を支給

国民年金に加入していると、65歳から高齢基礎年金が支給されるだけでなく、万一の場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給され、暮らしを守ってくれます。

【障害基礎年金】国民年金加入中に障がいの原因となった病気やケガの初診日がある場合や、60歳以上65歳未満の人が一定の障がいの状態になった場合に支給されます。また、子(生計を維持している18歳到達年度の末日までの子、20歳未満で

【遺族基礎年金】国民年金に加入中か60歳以上65歳未満に亡くなった場合、亡くなった人に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。子が2人以上のときは、障害基礎年金と同様の加算があります。

【年金受給の条件】障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間(20歳～60歳)のうち、3分の2以上の期間が、保険料を納めたか

自己負担額を助成

平成23年1～6月分が対象

市は、介護保険による福祉用具(車いす・歩行器・歩行補助つえ)の貸与を受けた人が身体障害者手帳を持ち、一定程度以上の障がいがある場合、自己負担額を助成します。

申請対象＝平成23年1～6月の福祉用具貸与の自己負担分

対象者・福祉用具＝下表のとおり 申請に必要なもの＝介護保険自己負担額の領収書・介護保険被保険者証の写し・印鑑・銀行などの口座番号が分かるもの 新たに申請する人や口座番号を変更する人は、通帳の写し(名義・支店名・口座番号が分かるもの)が必要です。 しめきり＝8月31日(水) 申請・問合せ先＝障害福祉課 ☎64-1372)



福祉用具名	下肢機能障害	体幹機能障害
車いす	1～3級※	1～3級
車いす付属品		
歩行器	1～5級	
歩行補助つえ	1～6級	

※下肢機能障害4級以下でも、上肢障害が2級以上の場合は、対象となります。

職員の採用試験

申込期間は8月8～19日



消防職員

【受験資格】昭和61年4月2日以降に生まれた人 視力など身体的条件がありますので、くわしくは、試験案内をご覧ください。

【募集人数】若干名 【第1次試験日】9月18日(日) 【申込方法】市ホームページか消防本部・各分署にある試験案内を十分確認の上、申込書を書いて写真(申込前6カ月以内撮影、正面・脱帽・上半身、縦4cm×横3cm)を貼り、本人が持参してください。郵送・代理人による提出は受け付けません。

市職員

市と消防本部は、職員採用試験を行います。有する人(取得見込みを含む)

【募集人数】いずれも若干名 【第1次試験日】9月18日(日) 【申込方法】市ホームページか職

員課にある試験案内を十分確認の上、申込書を書いて写真(申込前6カ月以内撮影、正面・脱帽・上半身、縦4cm×横3cm)を貼り、本人が持参してください。郵送・代理人による提出は受け付けません。

【採用予定日】平成24年4月1日

【申込・問合せ先】職員課 ☎64-1324

【採用予定日】平成24年4月1日

【申込・問合せ先】消防本部消防総務課 ☎63-7825

NEW 中小企業のIT化を支援

ホームページ作成・更新費用を補助

市は、市内中小企業の競争力と経営力の強化を図るため、今年度から京田辺市中小企業IT化推進事業補助金を交付します。中小企業が自社の広告宣伝・販路開拓のためにホームページを作成などする経費の一部を助成し、中小企業のIT化を支援します。

【補助額】対象経費の2分の1。上限は10万円

【申請方法】市ホームページか産業振興課にある申請書に必要な書類を添えて、業務を発注する30日前までに申し込んでください。対象者により必要書類が異なりますので、市ホームページで確認してください。

【対象者】市内に製造・販売など活動拠点を置き、市税の滞納がなく、次の①～③のいずれかに該当する事業者・団体 ①中小企業基本法に規定する中小企業②商店街など①で規定する中小企業で構成する団体③農業者などで組織し、組織規約・会計規則がある団体

【対象経費】平成23年度内に、ホームページやコンテンツ(動画・静止画・音声など)の作成・更新・機能拡張

【申請・問合せ先】産業振興課 ☎64-1319

【市消防本部防火標語】防火の手 ひろげて守ろう! 安心のまち 【問合せ先】消防本部予防課 ☎63-7826

市民委員を募集

ごみ問題や水道事業を考えませんか



ごみ減量化推進委員会

対象：市内に在住・通勤・通学する20歳以上の市人

任期：平成23年8月31日～平成25年8月31日

報酬：回数別平日に2～5回程度

先：清掃衛生課 ☎610033 1京田辺市田辺ボケ谷58 ☎68-1288

【問合せ先】市ホームページか水道インフォメーション ☎64-1341



【募集人数】2人。多数の場合は抽選します

【申込方法】ハガキに、住所・氏名・電話番号・職業・水道事業で関心のある事柄(150字以内)を書いて、郵送してください。しめきり：8月19日(金)(当日消印有効)

【申込・問合せ先】新浄水場 ☎610034 1京田辺市新築ノ木18 ☎62-8282

【職種と受験資格】事務職員A：昭和61年4月2日以降に生まれた人 事務職員B：昭和46年4月2日以降に生まれ、平成23年8月1日現在で民間企業で正社員としての職務経験が5年以上ある人

【申込期間】8月8日(月)～19日(金) 午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時、土・日曜日を除きます)

【採用予定日】平成24年4月1日

【申込・問合せ先】職員課 ☎64-1324

【採用予定日】平成24年4月1日

【申込・問合せ先】消防本部消防総務課 ☎63-7825

【申込・問合せ先】水道インフォメーション ☎64-1341

【申込・問合せ先】水道インフォメーション ☎64-1341